

八百津町第3次地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



2024(令和6)年3月

目 次

第1章 計画改定の背景	1
1.1 計画改定の趣旨	1
1.2 地球温暖化の現状	1
1.3 地球温暖化に関する国内外の動向	1
第2章 計画の基本的事項	3
2.1 計画の目的	3
2.2 計画の位置付け	3
2.3 計画期間	3
2.4 計画の対象範囲	4
2.5 対象とする温室効果ガス	5
第3章 温室効果ガスの排出状況	6
3.1 温室効果ガスの算定方法	6
3.2 温室効果ガス排出量の排出状況等	7
(1) 温室効果ガス排出量	7
(2) エネルギー消費量	9
(3) 公用車の使用状況	14
第4章 前計画のふりかえりと成果・課題	15
4.1 町の主な取組	15
4.2 削減目標の達成状況	18
4.3 今後検討すべき事項	19
第5章 計画の目標と目標達成に向けた取組	20
5.1 温室効果ガス排出量の削減目標	20
5.2 目標達成に向けた基本方針	23
5.3 目標達成に向けた具体的な取組	24
(1) 省エネルギー対策の推進	24
(2) 再生可能エネルギーの導入	26
(3) 公用車の適正利用と電動車への転換	27
(4) 省資源・リサイクルの推進	28
(5) 脱炭素に向けた行政運営	29
第6章 計画の推進	30
6.1 推進体制と進捗状況の公表	30

第1章 計画改定の背景

1.1 計画改定の趣旨

当町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)に基づき、「第1次八百津町地球温暖化対策実行計画」を2012(平成24)年に策定、2018(平成30)年に「第2次地球温暖化対策実行計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、当町が一事業者として温室効果ガス抑制等に取り組むことにより、地球環境への負担を軽減し、これを以って地球温暖化対策の推進を図ってきました。

第2次計画の計画期間が2022(令和4)年度で終了したことから、地球温暖化に関わる社会情勢の変化や、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」等の2050(令和32)年カーボンニュートラル達成に向けた国の動き、当町における施設の統廃合や改廃等の状況等を踏まえ、さらなる温室効果ガスの排出削減に取り組むべく、「第3次八百津町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定することとします。

1.2 地球温暖化の現状

地球温暖化は、気温を上昇させるだけでなく地球全体の気候を大きく変える「気候変動」を引き起こします。既に世界各地では、自然環境や人の暮らしに様々な影響や被害が現れ始めており、その深刻さから近年は「気候危機」という言葉も使われるようになりました。

気候の変動による危機的な状況は、温暖化への対策を十分に行わない場合、さらに深刻化し、取り返しのつかない被害をもたらす危険性も指摘されています。

「気候変動に関する政府間パネル」(以下、「IPCC」という。)の第6次報告書によると、このまま何の手立ても行わず、予想される最悪のシナリオとなった場合、21世紀末には世界の平均気温は産業革命以前と比べ3.3～5.7℃上昇し、海水面の上昇や農作物への被害、風水害の増加や甚大化など、私たちの生活を脅かしかねない事態が起こることが予想されています。

我が国においても、各地では、豪雨被害や観測史上最高気温の更新が見られる等、気候変動による様々な影響が現れています。

1.3 地球温暖化に関する国内外の動向

IPCCから発表された第6次評価報告書第1作業部会報告書では、気候変動の原因について、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と初めて明記され、温室効果ガス削減は、国際的な重要課題として認識されています。

2015(平成27)年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17の目標と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が掲げられました。SDGsは、社会・経済・環境の様々な課題等に総合的に取り組むことで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、目標13では「気候変動に具体的な対策を」が掲げられています。

2015(平成27)年12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がパリで開催され、温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が正式に採択されました。パリ協定では、世界平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるよう努力するという長期目標のほか、今世紀下半期のうちに、世界全体の人為的な排出と吸収を均衡させ、温室効果ガスの排出をほぼゼロにする中期目標を明確に設定する等、世界全体が温暖化対策に丸で取り組んでいく方向性が示されました。

日本では、2020(令和2)年10月、2050(令和32)年までにカーボンニュートラル、いわゆる脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。2021(令和3)年4月には、2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを宣言しました。同年10月には、2030(令和12)年度の削減目標を踏まえた、新たな地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

また、2021(令和3)年に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、「政府及び自治体の建築物及び土地で、2030(令和12)年に設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040(令和22)年には100%導入されていることを目指す」ことを前提として、具体化に取り組むことが示されました。政府実行計画(2021(令和3)年10月改定)では、温室効果ガス排出削減目標を2030(令和12)年度までに50%削減(2013(平成25)年度比)することとし、その目標達成に向け、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB※1化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等について率先実行することとしています。

<地球温暖化に関する主な動向>

年度	国外	国内
2015	●SDGs(持続可能な開発目標)の採択 ●COP21/パリ協定の採択	
2016	●パリ協定の発効	●地球温暖化対策計画の策定
2017		
2018	●IPCC1.5℃特別報告書の公表	●省エネ法の改正
2019		●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定
2020		●菅元首相が2050年カーボンニュートラルを宣言
2021	●IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書 ●COP26/グラスゴー気候合意等、パリ協定ルールブック完成	●地球温暖化対策推進法の一部改正 ●地球温暖化対策計画の改定(2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で46%削減) ●第6次エネルギー基本計画の閣議決定 ●地域脱炭素ロードマップの策定 ●岐阜県地球温暖化防止基本条例の改正 ●岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の策定 ●岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画の策定
2022	●IPCC第6次評価報告書第2作業部会・第3作業部会報告書 ●COP27/シャルム・エル・シェイク実施計画等決定	●プラスチック資源循環法の施行 ●省エネ法の改正 ●建築物省エネ法の改正
2023	●IPCC第6次評価報告書統合報告書	●GX推進法の閣議決定 ●岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の改定

※1 ZEB:「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物のこと。

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、全ての地方公共団体に策定が義務づけられている温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という）として策定するものです。

当町の事務事業の実施にあたっては、当町が一事業者として自ら率先的な温室効果ガス削減の取組を行うことにより、地球環境への負担を軽減することを目的とし、町内の事業者・住民の取組の模範となることを目指します。

2.2 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づく、町自らの事務及び事業の実施に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する計画「地方公共団体実行計画」です。

町政の最上位計画である「第5次八百津町総合計画」の下位計画に位置付けられており、町の関連計画との連携・整合を図りつつ、取組を進めることとします。

2.3 計画期間

第2次計画は2017（平成29）年度を基準年度とし、計画期間を2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間を計画期間として終了しました。

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」の中間目標年度を参考に、以下の通りとします。

当町においては、国の基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量の把握ができないことから、把握可能な直近年度である2022（令和4）年度を基準年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画期間	2024（令和6）年度～2030（令和12）年度の7年間
基準年度	2022（令和4）年度

2.4 計画の対象範囲

当町が行う全ての事務及び事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とします。ただし、計画期間中に当町が所有する施設でなくなった施設は、原則として対象範囲外とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託している事務事業はエネルギー管理権限が及ばないことから対象外としますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実施するように要請することとします。

<対象施設一覧(計37施設)>

施設分類	対象施設
町民文化系施設 (2施設)	ファミリーセンター(中央公民館、八百津町保健センター)、錦津公民館
スポーツ・レクリエーション系施設 (6施設)	人道の丘公園(杉原千畝記念館、ハヤブサ・ミュージアム等含む)、八百津町 B&G 海洋センター体育館、八百津町 B&G 海洋センター艇庫、武道館、蘇水公園、旧潮見小学校
産業系施設 (1 施設)	しおなみ山の直売所
学校教育系施設 (7施設)	八百津中学校、八百津東部中学校、八百津小学校、錦津小学校、和知小学校、久田見小学校、学校給食共同調理場
子育て支援施設 (3施設)	八百津保育園、錦津保育園、久田見保育園
保健・福祉施設 (2施設)	八百津町福祉センター、八百津蘇水園
行政系施設 (7施設)	役場本庁舎・八百津町防災センター、役場倉庫(八百津小学校北側)、錦津コミュニティセンター、和知研修センター(和知体育館含む)、久田見生活改善センター・久田見環境改善センター、福地公民館、潮南環境改善センター
上下水道施設 (8施設)	木野浄水場、久田見浄水場、潮南浄水場、上飯田浄水場、各配水池、上飯田農業集落排水施設、久田見農業集落排水施設、公共下水各污水ポンプ場

※旧潮見小学校は令和4年度時点で学校教育施設であるものの、令和5年3月に閉校し、その後、屋内運動場等として活用しているため、上記の分類とした。

2.5 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス7種類のうち、当町の事務事業により排出される4種類(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類)を対象とします。

なお、第2次計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類を対象としていましたが、公用車のカーエアコンからの排出分については把握が可能なことから、本計画より新たにハイドロフルオロカーボン類を対象とします。

<対象とする温室効果ガス>

ガス種別	主たる排出源	対象
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼、電気の使用(エネルギー起源)	○
メタン(CH ₄)	燃料の燃焼、公用車の走行、下水・し尿の処理等(非エネルギー起源) ※本計画では、ボイラーや家庭用機器(こんろ、湯沸器、ストーブ等)での燃料の使用、公用車の走行、下水処理場での下水等の処理を対象とします。	○
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼、公用車の走行等(非エネルギー起源) ※本計画では、ボイラーや家庭用機器(こんろ、湯沸器、ストーブ等)での燃料の使用、公用車の走行、下水処理場での下水等の処理を対象とします。	○
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	スプレー、エアコン、冷蔵庫の冷媒からの漏出するHFC-134a(非エネルギー起源) ※本計画では公用車のカーエアコンからの排出分を対象とします。	○
パーフルオロカーボン類(PFC)	半導体等の洗浄やエッチングに使用されますが、当町事務事業からの排出は確認できないため対象外とします。	×
六フッ化硫黄(SF ₆)	変圧器からの漏出等が考えられますが、当町事務事業からの排出はほとんど確認できないため対象外とします。	×
三フッ化窒素(NF ₃)	液晶パネルの製造工程等で使用されますが、当町事務事業からの排出は確認できないため対象外とします。	×

第3章 温室効果ガスの排出状況

3.1 温室効果ガスの算定方法

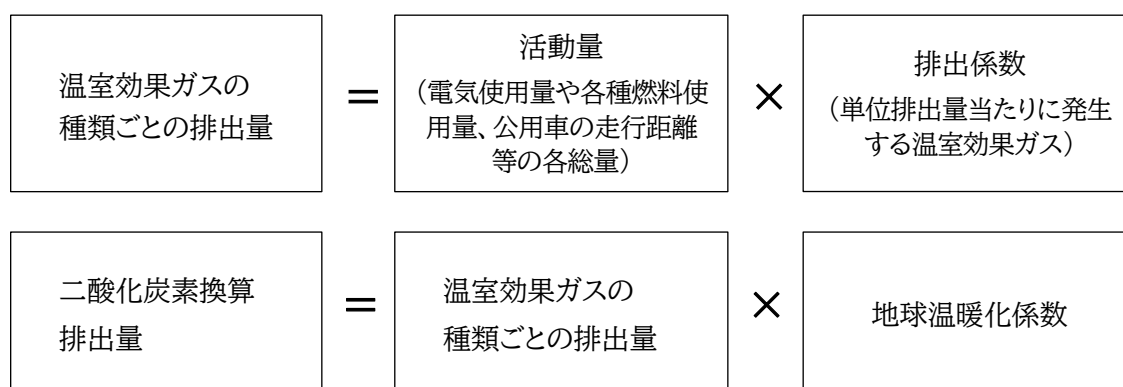
温室効果ガス排出量の算定は、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(令和5年3月、環境省)」に示す方法に基づきます。

▶環境省地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html#manuals



<温室効果ガス排出量の算定式>



なお、他人から供給された電気の使用に伴う排出については、環境省及び経済産業省が、「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」において毎年度発行している、「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」の基礎排出係数を用います。

<地球温暖化係数について>

温室効果ガスは、その種類により地球温暖化をもたらす力の強さに差があります。地球温暖化係数とは、CO₂を1(基準値)として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。

各温室効果ガスの地球温暖化係数は、地球温暖化対策推進法施行令第4条において定められています。なお、温対法施行令の一部を改正する政令の施行が2023(令和5)年度に行われることから、2023(令和5)年度実績の温室効果ガス総排出量の算定からは、新たな数値を用いることになります。

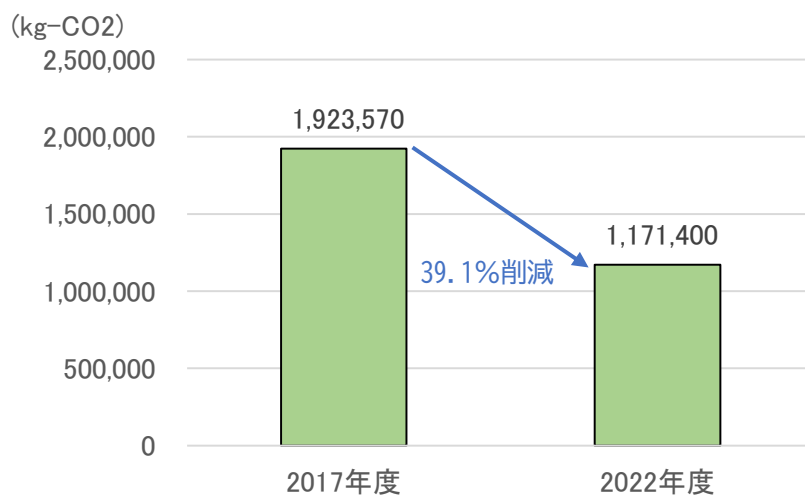
温室効果ガスである物質	地球温暖化係数 (2023(令和5)年3月現在の係数)	地球温暖化係数 (2023(令和5)年度施行予定の係数)
二酸化炭素(CO ₂)	1	1
メタン(CH ₄)	25	28
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	265
ハイドロフルオロカーボン(HFC) (1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a))	1,430	1,300

3.2 温室効果ガス排出量の排出状況等

(1) 温室効果ガス排出量

●総排出量

2022(令和4)年度における町の事務・事業に係る温室効果ガス総排出量は、1,171,400kg-CO₂となっており、2017(平成29)年度から39.1%削減しています。



温室効果ガス総排出量の推移

●ガス種別排出量

2022(令和4)年度におけるガス種類別排出量をみると、CO₂が99.2%とほとんどを占めています。

また、ガス種別排出量の推移をみると、電気の使用に伴うCO₂排出量が、2017(平成29)年度から2022(令和4)年度にかけて42.7%減と大きく減少しています。これは、施設の廃止・休業等(施設数が50施設から37施設に減少)による電気消費量の減少に加え、電力のCO₂排出係数の低減による影響が大きいと思われます。

また、燃料の使用によるCO₂排出量も、2017(平成29)年度から2022(令和4)年度にかけて29.2%減となっています。

<ガス種別温室効果ガス排出量の推移>

ガス種別	項目	2017(平成29)年度		2022(令和4)年度		増減率(%)
		排出量(kg-CO ₂)	割合(%)	排出量(kg-CO ₂)	割合(%)	
CO ₂	電気の使用	1,463,220	76.1	837,943	71.5	-42.7%
	燃料の使用(灯油、ガソリン、軽油、A重油、液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG))	457,344	23.8	323,751	27.6	-29.2%
	小計	1,920,565	99.8	1,161,694	99.2	-39.5%
CH ₄	家庭用機器での燃料使用、公用車走行、下水処理	87	0.0	2,230	0.2	-
N ₂ O	家庭用機器での燃料使用、公用車走行、下水処理	2,919	0.2	6,819	0.6	-
フロン類	カーエアコンの使用	-	-	658	0.1	-
計		1,923,570	100.0	1,171,400	100.0	-39.1%

※2017(平成29)年度において、CH₄及びN₂Oは公用車の走行のみを対象。フロン類は対象外。

※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。

●活動種別排出量

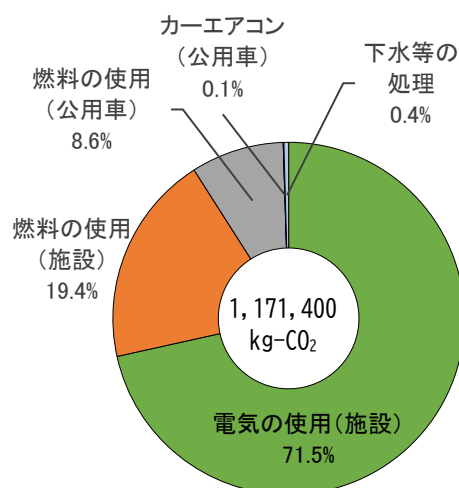
2022(令和4)年度における活動種別の排出量をみると、施設の「電気の使用」が71.5%を占めており、総排出量に大きな影響を与えています。次いで、「燃料の使用(灯油)」が12.0%、公用車の「燃料の使用」が8.6%となっています。

<活動別温室効果ガス排出量(2022(令和4)年度)>

活動別			2022(令和4)年度	
			排出量	割合
			kg-CO ₂	%
施設	電気の使用		837,943	71.5
	燃料の使用	灯油	140,851	12.0
		ガソリン	1,055	0.1
		軽油	222	0.0
		A重油	37,940	3.2
		LPG(液化石油ガス)	47,457	4.1
公用車	燃料の使用		100,167	8.6
	電気の使用		-	-
	カーエアコンの使用		658	0.1
下水処理場での下水等の処理			5,108	0.4
計			1,171,400	100.0

※電気の使用によるCO₂排出量は、電気事業者ごとの調整後排出係数を用いて算定。

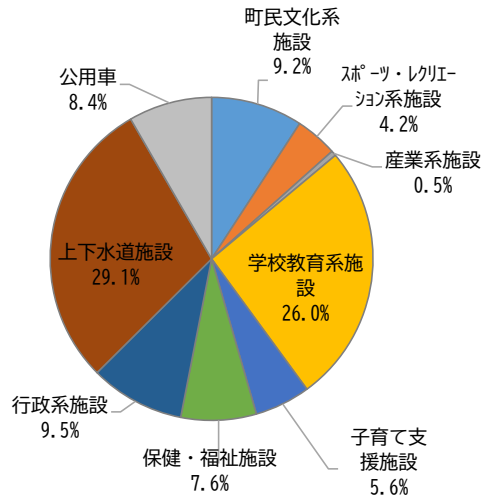
※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。



温室効果ガス総排出量の項目別構成(2022(令和4)年度)

●施設分類別排出量(エネルギー起源CO₂)

2022(令和4)年度における施設別のCO₂排出量をみると、「上下水道施設」で29.1%と最も多く、次いで「学校教育系施設」が26.0%、「行政系施設」が9.5%、「町民文化系施設」が9.2%となっています。



施設分類	電気消費量 (kWh)	構成比
町民文化系施設	106,758	9.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	48,962	4.2%
産業系施設	5,958	0.5%
学校教育系施設	302,371	26.0%
子育て支援施設	64,770	5.6%
保健・福祉施設	87,712	7.6%
行政系施設	110,218	9.5%
上下水道施設	337,878	29.1%
公用車	97,067	8.4%
計	1,161,694	100.0%

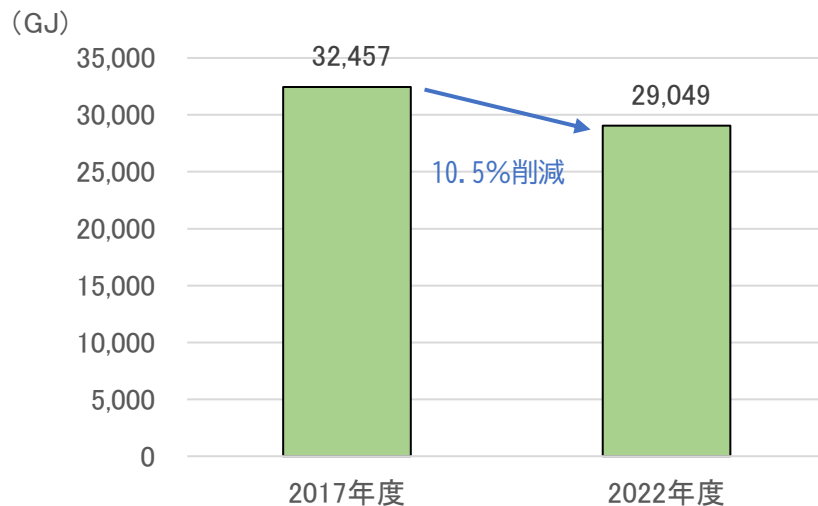
※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。

温室効果ガス総排出量の施設分類別構成(2022(令和4)年度)

(2) エネルギー消費量

●総エネルギー消費量

2022(令和4)年度におけるエネルギー消費量は、29,049GJ※2となっており、2017(平成29)年度から10.5%削減しています。



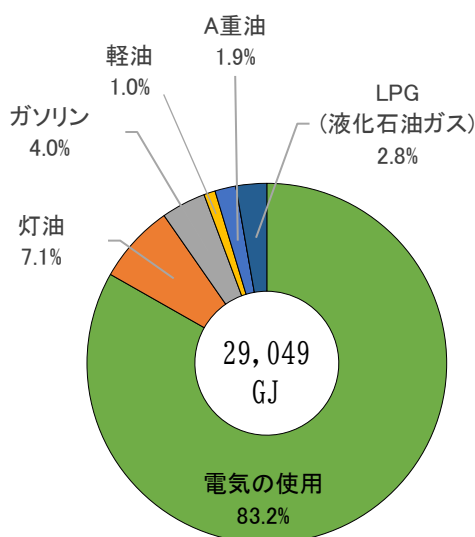
エネルギー消費量の推移

※2 GJ (ギガジュール)：計量単位異なる様々なエネルギー源を、統一した単位でみるための熱量単位。
1 ギガジュール = 1,000,000,000 ジュール。

●燃料種別エネルギー消費量

当町の事務・事業における活動のうち、最もエネルギー消費量が多いのは、「電気の使用」で83.2%と大半を占めており、町のエネルギー消費量に大きな影響を与えています。次いで「灯油」「ガソリン(公用車)」によるエネルギー消費量が多くなっています。

いずれの項目も2017(平成29)年度からエネルギー消費が減少していますが、特に、施設でのA重油やガソリン等の燃料消費量の減少傾向にあります。



エネルギー消費量の項目別構成(2022(令和4)年度)

<項目別エネルギー消費量>

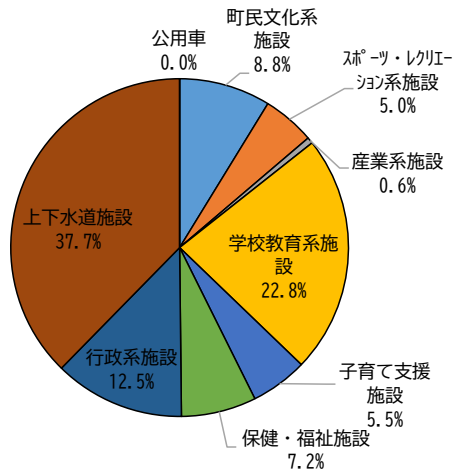
活動・燃料種別				エネルギー消費量				削減率
				2017(平成 29)年度		2022(令和4)年度		
				固有単位	GJ	固有単位	GJ	
施設	電気の使用		kWh	2,636,433	25,732	2,476,811	24,174	-6.1%
	燃 料 の 使用	灯油	L	67,094	2,462	56,229	2,064	-16.2%
		ガソリン	L	789	27	455	16	-42.4%
		軽油	L	-	-	86	3	-
		A 重油	kg	60,100	2,350	14,000	547	-76.7%
		LPG(液化石油ガス)	kg	15,669	796	15,819	804	1.0%
公用車	燃 料 の 使用	ガソリン	L	39,831	1,378	33,134	1,146	-16.8%
		軽油	L	9,035	341	7,828	295	-13.4%
計				-	32,457	-	29,049	-10.5%

※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。

●電気・灯油の施設別エネルギー消費量

<電気>

「電気の使用」について施設別にみると、最もエネルギー消費量が多いのは、「上下水道施設」で37.7%であり、次いで「学校教育系施設」「行政系施設」での消費が多くなっています。



電気消費量の施設分類別構成
(2022(令和4)年度)

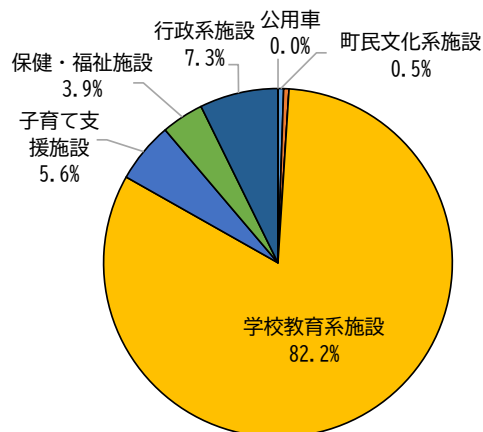
施設分類	電気消費量(kWh)	構成比
町民文化系施設	216,917	8.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	124,036	5.0%
産業系施設	14,604	0.6%
学校教育系施設	565,545	22.8%
子育て支援施設	135,193	5.5%
保健・福祉施設	177,873	7.2%
行政系施設	309,922	12.5%
上下水道施設	932,721	37.7%
計	2,476,811	100.0%

※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。

<灯油>

「灯油の使用」について施設別にみると、最もエネルギー消費量が多いのは、「学校教育施設」で82.2%であり、次いで「行政系施設」「子育て支援施設」での消費が多くなっています。

学校教育施設においては、特別教室等への空調設備の設置が進んでおり、灯油の消費が今後減少する予定です。



灯油消費量の施設分類別構成
(2022(令和4)年度)

施設分類	灯油消費量(L)	構成比
町民文化系施設	292	0.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	280	0.5%
産業系施設	-	-
学校教育施設	46,204	82.2%
子育て支援施設	3,158	5.6%
保健・福祉施設	2,205	3.9%
行政系施設	4,090	7.3%
上下水道施設	-	-
計	56,229	100.0%

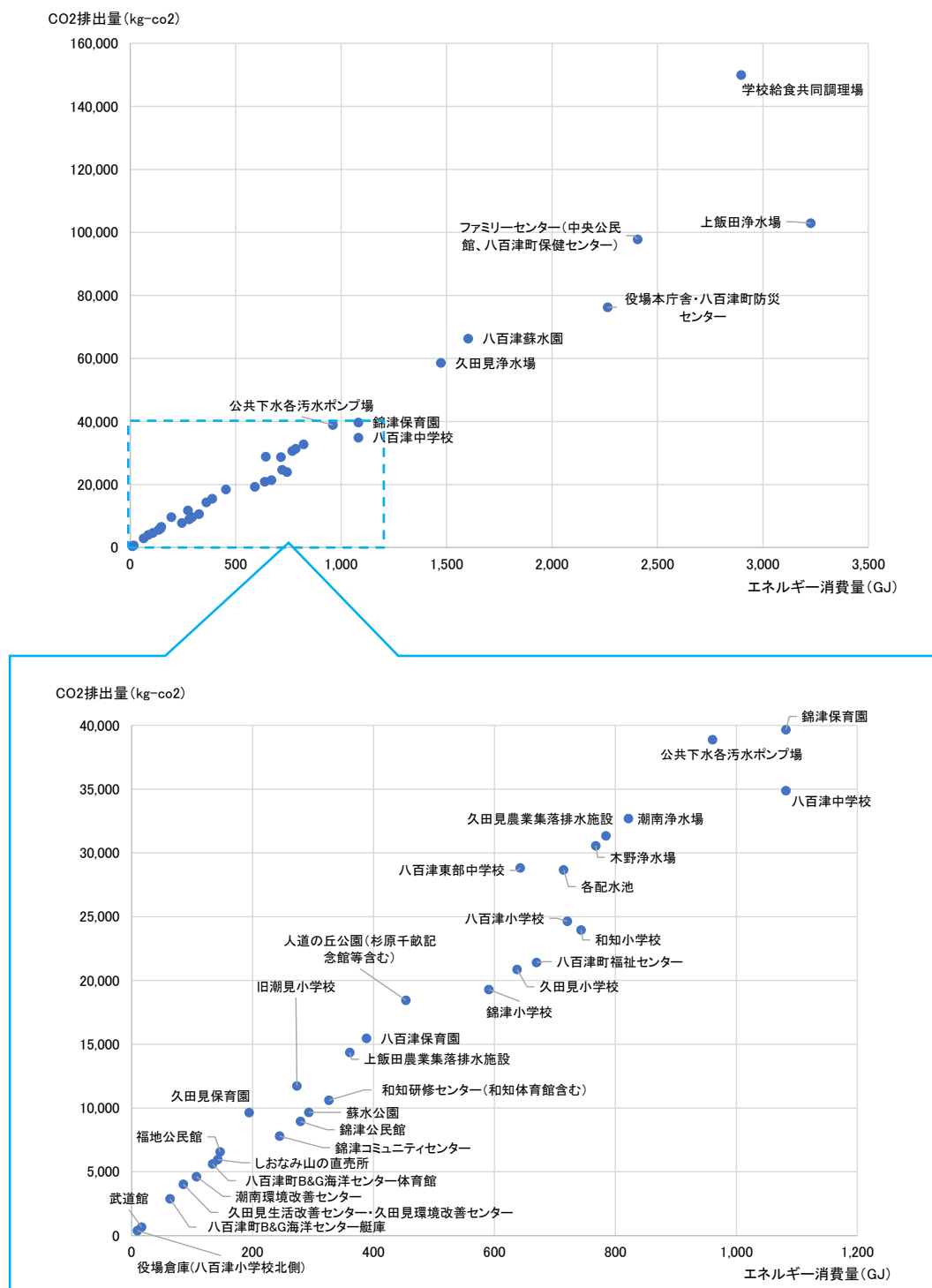
※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。

●各施設のエネルギー消費の状況

各施設のエネルギー消費及びCO₂排出量の分布を以下に示します。

エネルギー消費量の多い施設は、学校給食共同調理場、上飯田浄水場、ファミリーセンター、役場本庁舎・八百津町防災センターとなっています。(下図)

また、延床面積1㎡当たり(以後、「単位面積当たり」という。)エネルギー消費量(次頁表)をみると、学校給食共同調理場、しおなみ山の直売所、八百津蘇水園、役場本庁舎・八百津町防災センターが上位となっており、これらの施設では、省エネルギー対策の余地が残されていると考えられます。



施設におけるエネルギー消費量及びCO₂排出量の分布図(2022(令和4)年度)

<エネルギー効率が低いと思われる施設> (単位面積当たりエネルギー消費量 0.5GJ/m² 以上)

	施設名	施設分類	管理課	エネルギー消費量 (GJ)	延床面積 (m ²)	単位面積当たりエネルギー消費量 (GJ/m ²)
延床 300m ² 未満						
1	しおなみ山の直売所	産業系施設	地域振興課	143	139.25	1.02
2	人道の丘公園(杉原千畝記念館等含む)	スポーツ・レクリエーション系施設	地域振興課	454	812.06	0.60
3	久田見生活改善センター・久田見環境改善センター	行政系施設	教育課	153.1	86.0	0.56
延床 300m ² 以上 2,000m ² 未満						
1	学校給食共同調理場	学校教育系施設	給食センター	2,897	778.9	3.72
2	八百津蘇水園	保健・福祉施設	蘇水園	1,603	1,720.5	0.93
3	八百津町福祉センター	保健・福祉施設	健康福祉課	670	999.02	0.67
4	錦津保育園	子育て支援施設	教育課	1,082	1,699.14	0.64
延床 2,000m ² 以上						
1	役場本庁舎・八百津町防災センター	行政系施設	総務課	2,264	3,015.98	0.75
2	ファミリーセンター(中央公民館、八百津町保健センター)	町民文化系施設	教育課	2,406	4,072.68	0.59

※延床面積は、「八百津町公共施設管理計画」より。上下水道施設は対象外。

※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 公用車の使用状況

2022(令和4)年度現在の公用車数は45台で、乗用車が24台、バスが1台、貨物車が20台です。

年式の古い車両は更新を行っていますが、2013(平成25)年以前のガソリン車がまだ残っています。

年間燃料消費量をみると、「小型貨物(ガソリン)」が最も多く、「普通・小型乗用(ガソリン)」、「軽乗用(ガソリン)」が多くなっています。走行距離についても同様の順で多くなっており、「小型貨物(ガソリン)」の走行距離の多くは、スクールバスが占めています。

管理部署・車種別公用車数

	総務課	健康福祉課	地域振興課	建設課	教育課	水道環境課	給食センター	計
普通・小型乗用	7	3	1	1	2	1	-	15
軽乗用	4	2	-	-	2	1	-	9
乗用計	11	5	1	1	4	2	-	24
バス	1	-	-	-	-	-	-	1
バス計	1	-	-	-	-	-	-	1
普通貨物	-	1	-	-	-	-	3	4
小型貨物	2	2	-	1	6	1	-	13
軽貨物	3	-	-	1	-	-	-	4
貨物計	5	3	-	2	6	1	3	20
計	17	8	1	3	10	3	3	45

初年度登録時期別公用車数

初年度登録時期	乗用	バス	貨物	計
2013以前	6	0	7	13
2014	3	0	3	6
2015	1	0	4	5
2016	6	0	1	7
2017	2	1	0	3
2018	2	0	1	3
2019	1	0	1	2
2020	0	0	0	0
2021	0	0	1	1
2022	1	0	1	2
2023	2	0	1	3
計	24	1	20	45

車種別燃料別走行距離の状況(2022(令和4)年度)

	年間走行距離(km)	内訳	
		ガソリン	軽油
普通・小型乗用	96,732	96,732	-
軽乗用	89,189	89,189	-
乗用計	185,921	185,921	-
バス	2,270	-	2,270
バス計	2,270	-	2,270
普通貨物	23,848	3,258	20,590
小型貨物	174,780	152,573	22,207
軽貨物	25,881	25,881	-
貨物計	224,509	181,712	42,797
計	412,700	367,633	45,067

車種別燃料別燃料消費量の状況(2022(令和4)年度)

	計(L)	内訳		水素
		ガソリン	軽油	
普通・小型乗用	6,963	6,963	-	21
軽乗用	5,280	5,280	-	-
乗用計	12,243	12,243	-	21
バス	450	-	450	-
バス計	450	-	450	-
普通貨物	4,936	243	4,693	-
小型貨物	21,190	18,505	2,685	-
軽貨物	2,143	2,143	-	-
貨物計	28,269	20,891	7,378	-
計	40,962	33,134	7,828	21

第4章 前計画のふりかえりと成果・課題

4.1 町の主な取組

第2次計画においては、自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量を減じる効果のある取組〈直接項目〉と、社会全体でみて温室効果ガスの総排出量を減じる効果のある取組〈間接項目〉を進めてきました。

●公共施設への太陽光発電システムの導入

<八百津小学校>

2015(平成27)年度、八百津小学校体育館の屋根に、太陽光発電システム(出力規模38.4kW)を設置するとともに、リチウムイオン蓄電池(15kWh)を設置しています。1,000人収容可能な避難所として、災害時の非常用電源として活用可能となっています。

<錦津コミュニティセンター>

建物の屋根に、太陽光発電システム(出力規模30kW)を設置しています。また、非常用コンセントを2箇所設置し、災害時の非常用電源として活用可能となっています。

●再生可能エネルギービジョンの作成

2017(平成29)年3月に、「八百津町再生可能エネルギービジョン」を策定し、「八百津町の地域資源を活用した100%エネルギー自給自足のまちづくり～住みやすく・観光客が訪れる・魅力あるまち八百津」を将来像として、再生可能エネルギーの活用を推進しています。

なお、同ビジョンは、本計画の上位計画として位置付けられています。

●電気自動車の導入

2023(令和5)年度に、2台の電気自動車(日産/サクラ)のリース契約を行いました。

●水素ステーション本拠地の民間による開業と、水素自動車の導入

2015(平成27)年度、久田見地区において、FCV(燃料電池自動車)に水素充填を行うための水素ステーションが民間企業により開業されました。

2016(平成28)年度には、水素自動車(トヨタ/ミライ)を1台購入し、その後、同ステーションにおいて水素充填を行っています。

●LED照明への更新

役場本庁舎や学校施設、街路灯等の照明を、随時LED照明へ更新を行っています。

●スマートコミュニティ実現に向けた再生可能エネルギー関連施設の設置

2017(平成29)年度に、八百津町防災センターに、再生可能エネルギー関連設備(太陽光発電設備、蓄電池、水素による発電設備、貯水機能付き給水管)を設置しました。

災害時に、複数手法によるエネルギーが確保できる防災拠点としての機能を維持するため、既に保有していた自家発電機設備に付加して、再生可能エネルギー関連設備を設置しました。

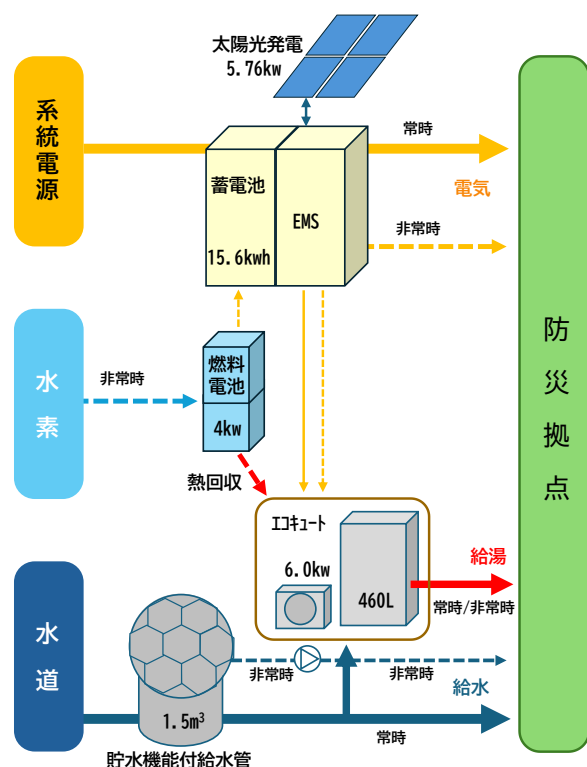
<設置した設備>

設備	設備能力
太陽電池モジュール(太陽光発電設備)	最大出力 5.76kW
リチウムイオン蓄電池システム	蓄電容量 15.6kWh
水素燃料電池システム	最大出力 4,400W
ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	貯湯量 460L
貯水機能付き給水管	水量 1.5m ³ (166人分/3日) ※3L/人・日と想定



防災機能付純水素型電熱水供給システム

全体システム構成(図示)



システムの基本構成

- 1) 非常時に電力供給する負荷はリチウムイオン蓄電池システムに接続。
- 2) 太陽電池モジュールの出力端子はパワーコンディショナーを介して、リチウムイオン蓄電池システムに接続。
- 3) 断水時でも、貯水機能付き給水管に貯水した水により、湯水の供給が可能。

通常時	非常時(停電時)
電気: 商用電力、太陽光発電、蓄電池	電気: 太陽光・燃料電池による発電、蓄電池
熱(給湯): エコキュートによる加温(飲用可能給湯)	熱(給湯): 燃料電池からの熱を回収し、エコキュートによる加温(飲用可能給湯)
水: 水道	水: 貯水機能付給水管内の水を活用

●項目ごとの具体的な取組

	項目	具体的な取組事例(各課での取組事例を抽出)
直接項目	電気使用量の削減	・デマンド監視システムを利用し、使用電力が目標電力を超過しないように施設の空調の使用を調整 ・就業時間前、昼休みは支障のない限り消灯 ・服装の管理(クールビズ等)で冷暖房機器の使用を控える ・養護老人ホームの入所者の健康に配慮しつつ、必要以上に電力を使用しないようエアコンの設定温度を設定。週単位でタイマー設定し、消し忘れを防止 ・LED照明器具の導入
	燃料使用量の削減	・暖房機のこまめな調節 ・終了時間30分前のスイッチオフ徹底(余熱利用) ・つけっぱなし等、無駄な使用をしていないか確認 ・電気給湯器設置によるガスの削減
	公用車の使用	・水素自動車(1台)の購入、電気自動車(2台)のリース ・急発進・急加速をしない等、エコドライブの実施 ・郵便局等の近場には歩いて行く等の適正利用 ・公用車の定期点検の実施 ・購入の際は低燃費、低公害車両を可能な限り選択 ・オンライン会議の参加により車使用頻度の減少
間接項目	フロン類の適正管理と処理	・フロンの使用されていない製品の使用
	紙の使用	・電子文書の活用 ・両面印刷、両面コピーの活用 ・再生紙の利用 ・古紙の回収依頼
	ごみの破棄	・ごみの分別の徹底 ・資源回収の活用 ・事務機器は可能な限り修理し長期間使用 ・シュレッダーの使用を機密文書に限定 ・チューブファイル等の再利用 ・保育園で牛乳パックや空き箱を利用した工作
	水の使用	・水道メーター電子化によりリアルタイムで使用量を確認 ・水道を開けっぱなしの状態がないか確認
	グリーン購入	・エコマークやグリーンマーク等の表示製品の購入に努める

4.2 削減目標の達成状況

第2次計画では、基準値である2017年(平成29)年度の総排出量1,923,570kg-CO₂から5%削減の1,827,392kg-CO₂を目標としていました。

結果、2022(令和4)年度の総排出量は1,171,400kg-CO₂となり、39.1%の削減と目標を大きく達成しました。

施設の廃止・休業(50施設→37施設)によるエネルギー消費量減少の影響が大きいものの、職員による設備等の運用改善や設備・機器類の省エネ化などが、目標達成の要因だと推察します。

<第2次計画の概要>

<計画期間>

2018(平成30)年度～2022(令和4)年度

<計画の対象範囲>

当町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とする。対象となる施設は50施設

<対象とする温室効果ガス排出量>

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)

<削減目標の達成状況>

	2017(平成29)年度	2022(令和4)年度	
	基準値	第2次計画の目標	実績
総排出量	1,923,570 kg-CO ₂	1,827,392 kg-CO ₂	1,171,400kg-CO ₂
削減率 (2017(平成29) 年度比)	—	5%削減 (96,178 kg-CO ₂ 削減)	39.1%削減 (752,169 kg-CO ₂ 削減)

目標を達成

4.3 今後検討すべき事項

これまでの取組や状況を踏まえ、今後検討すべき事項について、以下に示します。

●省エネルギー対策の推進＜直接項目＞

- ・施設における「電気の使用」が温室効果ガス総排出量の7割以上を占めており、脱炭素化に向けては、職員等による運用改善とともに、設備更新等とあわせた省エネ性能の高い設備や高効率設備の着実な導入が重要です。

●再生可能エネルギーの導入＜直接項目＞

- ・一部施設に再生可能エネルギー関連設備がありますが、全国的に公共施設での率先した再エネ設備の導入が求められており、当町においても実行力のある取組が必要となっています。
- ・町内の防災拠点に再生可能エネルギー関連設備を設置しており、消費電力の削減以外に災害時の電力供給にも活用できます

※国では、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030(令和12)年には設置可能な建築物の50%に太陽光発電が導入され、2040(令和22)年には100%導入されていることを目指す。」という目標を定めています。

●車両による燃料使用量の削減＜直接項目＞

- ・現在、公用車のほとんどがガソリン車であり、適正な使用による燃料削減とあわせて、電動車への計画的な転換が必要となります。なお、貨物車や特殊車両については、コスト面や技術的側面での課題がまだ多く残されていることから、長期的な視点での導入検討が必要です。

●脱炭素に向けた新たな取組への対応＜直接項目＞＜間接項目＞

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を受けたプラスチック削減対策が必要となっています。
- ・脱炭素に貢献する町有林を生かした取組(森林資源の活用、森林成長による吸収源対策等)によって、産業振興、災害対策、環境保全等、地域の課題解決や地方創生につながる取組が必要です。

●計画の推進

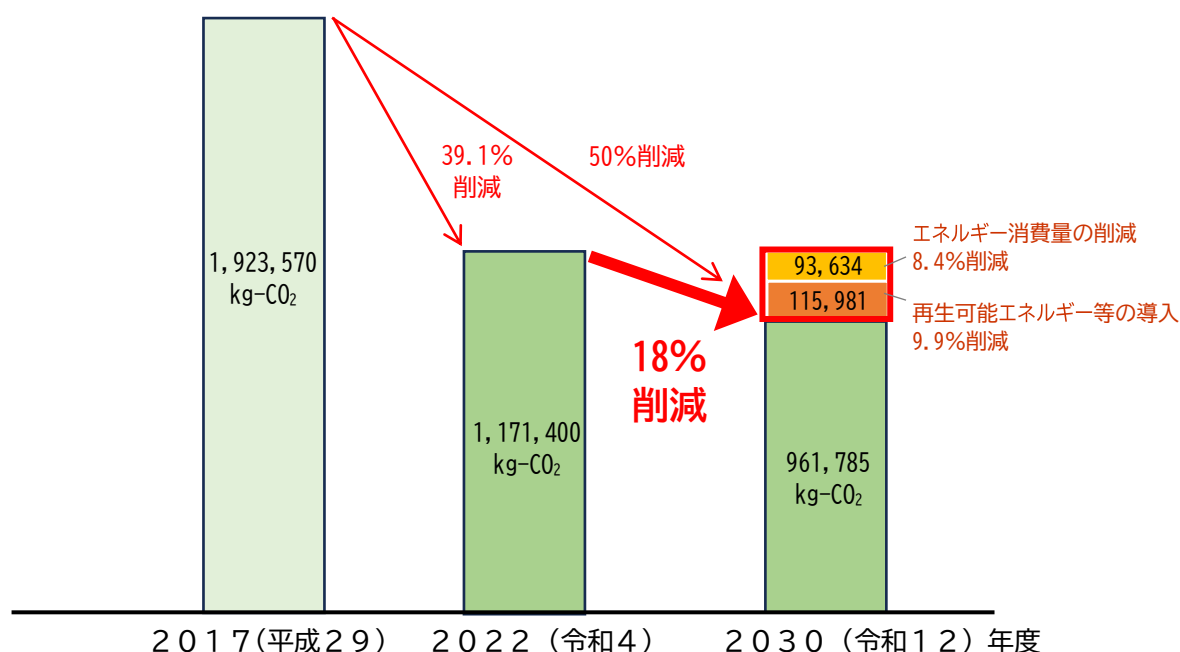
- ・計画を着実に推進していくために、毎年度の進行管理と、全庁的な意識向上が必要です。

第5章 計画の目標と目標達成に向けた取組

5.1 温室効果ガス排出量の削減目標

当町の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定します。

削減目標
2030（令和12）年度までに、温室効果ガス排出量を 基準年度である2022（令和4）年度から18%削減することを目標とします



削減目標の設定にあたっては、政府実行計画の目標(2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比50%削減)も踏まえた上で、当町が施策・取組を行う目標を設定しました。

2030(令和12)年度の目標水準について、当町が把握可能な2017(平成29)年度から50%削減を目標に掲げており、これは国のピーク時である2013(平成25)年度から50%削減という考え方に整合するものと考えます。

<目標達成に向けた削減シナリオ>

項目	内容	削減量
エネルギー消費量の削減	各施設における運用改善、設備更新、公用車の適正利用や電動車導入等による削減等	93,634 kg-CO ₂
再生可能エネルギー等の導入	太陽光発電設備の設置、低炭素再エネ電力等 CO ₂ 排出の少ない電力の調達等	115,981 kg-CO ₂
計		209,615 kg-CO ₂

<削減シナリオの詳細>

ガス 種類	項目		温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)		削減率	2030(令和12)年度までの 対策による削減想定	
			2022 年度 (令和 4)	2030年度 (令和 12)			
CO ₂	電気の使用		837,943	661,912	21%削減	・エネルギー消費量年 1%削減 ・再エネ導入による電力の再エネ率 15%(導入規模 371,522kWh/年)	
	燃 料 の 使 用	施 設 等	灯油	140,010	129,193	8%削減	・エネルギー消費量年 1%削減
			ガソリン	1,055	973		
			軽油	222	205		
			A 重油	37,940	35,009		
			液化石油 ガス(LPG)	47,457	43,791		
		公 用 車	ガソリン	76,871	63,059	18%削減	・エネルギー消費量年 1%削減 ・2030(令和12)年までにガソリン 乗用車に電動車 100%導入※ ¹
			軽油	20,196	18,636	8%削減	
	小計		1,161,694	952,778	18%削減	—	
CH ₄	公用車走行、家庭用 機器での燃料使用、 下水処理等		2,230	2,057	8%削減	・エネルギー消費量年 1%削減	
N ₂ O			6,819	6,292			
フロン 類	カーエアコンの使用		658	658	—	—	
計			1,171,400	961,785	18%削減		

※1 ガソリン車のうち乗用車の燃料消費割合 37%(2022(令和 4)年度実績)、電動車への転換による燃費改善を3割と想定。なお、ガソリン貨物車や軽油車においては、電動車の普及が進んでいないことから、技術革新などを踏まえながら中長期的に電動車への転換を進めることを想定し、現時点では削減想定の根拠としない。

※端数処理のため合計と内訳が一致しない場合がある。

<施設別の活動目標の目安>

削減目標の達成に向けて、特に温室効果ガス排出量への影響が高い電気及び灯油の消費量について、各施設における2030(令和12)年度の活動目標の目安を示します。

分類	所管課	施設名	電力消費量(kWh)		灯油消費量(L)	
			2022 年度 (令和 4) 実績	2030年度 (令和 12) 目標目安	2022 年度 (令和 4) 実績	2030年度 (令和 12) 目標目安
町民文化系施設	教育課	ファミリーセンター(中央公民館、八百津町保健センター)	188,469	173,909	292	269
		錦津公民館	28,448	26,250	-	-
スポーツ・レクリエーション系施設	地域振興課	人道の丘公園(杉原千畝記念館、ハヤブサ・ミュージアム等含む)	46,491	42,899	-	-
	教育課	八百津町 B&G 海洋センター 体育館	13,741	12,679	-	-
		八百津町 B&G 海洋センター 艇庫	5,267	4,860	-	-
		武道館	1,704	1,572	-	-
		蘇水公園	30,030	27,710	-	-
		旧潮見小学校	26,803	24,732	280	258
産業系施設	地域振興課	しおなみ山の直売所	14,604	13,476	-	-
学校教育系施設	教育課	八百津中学校	109,673	101,200	250	231
		八百津東部中学校	58,097	53,609	2,012	1,857
		八百津小学校	69,012	63,680	1,241	1,145
		錦津小学校	59,210	54,636	323	298
		和知小学校	75,319	69,500	178	164
		久田見小学校	63,681	58,761	400	369
	給食センター	学校給食共同調理場	130,553	120,467	41,800	38,571
子育て支援施設	教育課	八百津保育園	30,358	28,013	1,810	1,670
		錦津保育園	91,528	84,457	144	133
		久田見保育園	13,307	12,279	1,204	1,111
保健・福祉施設	健康福祉課	八百津町福祉センター	68,369	63,087	-	-
	蘇水園	八百津蘇水園	109,504	101,044	2,205	2,035
行政系施設	総務課	役場本庁舎・八百津町防災センター	220,271	203,254	2,944	2,717
		役場倉庫(八百津小学校北側)	1,002	925	-	-
	教育課	錦津コミュニティセンター	25,069	23,132	-	-
		和知研修センター(和知体育館含む)	32,841	30,304	-	-
		久田見生活改善センター・久田見環境改善センター	6,993	6,453	437	403
		福地公民館	13,305	12,277	449	414
		潮南環境改善センター	10,439	9,633	-	-
上下水道施設	水道環境課	木野浄水場	78,544	72,476	-	-
		久田見浄水場	150,702	139,059	-	-
		潮南浄水場	84,065	77,571	-	-
		上飯田浄水場	330,453	304,924	-	-
		各配水池	73,196	67,541	-	-
		上飯田農業集落排水施設	36,980	34,123	-	-
		久田見農業集落排水施設	80,354	74,146	-	-
		公共下水各污水ポンプ場	98,427	90,823	-	-

※2030(令和12)年度まで、エネルギー消費量の年1%削減を前提とする。

5.2 目標達成に向けた基本方針

当町におけるこれまでの取組や課題も踏まえ、目標の達成に向けて、以下の5つの基本方針のもと、取組を進めます。

従来から推進してきた省エネ対策を強化するとともに、排出量の多くを占める電気由来のCO₂排出量の削減に向けて、公共施設等への太陽光発電の導入や電力の排出係数の低減などを進めていく必要があります。

対策の導入にあたっては、全庁的に進めるべきものと、費用対効果の高い施設・取組から優先的に取り組むべきものがあります。また、民間のノウハウや資金、国の補助事業など様々な手法を活用し、効果的に実施していくことが必要です。

さらには、蓄電池の導入などによる災害時の対応や、施設利用者の快適性の向上など、脱炭素の取組による相乗効果の創出につなげることを目指します。また、この取り組みによりSDGsへの貢献に繋がります。

<基本方針>

1. 省エネルギー対策の推進

2. 再生可能エネルギーの導入

3. 公用車の適正利用と電動車への転換

4. 省資源・リサイクルの推進

5. 脱炭素に向けた行政運営

5.3 目標達成に向けた具体的な取組

5つの基本方針に基づき、具体的な取組を推進していきます。

(1) 省エネルギー対策の推進

すべての施設において、「職員の行動等による管理・運用改善」と「設備更新等」の観点から省エネルギー対策を進め、年1%のエネルギー削減を目指します。

特に、エネルギー多消費施設やエネルギー効率が低い施設において、優先的に、省エネ診断や設備更新等を検討し、効果的に取組を進めていきます。

＜特に優先的に対策が必要な施設＞

エネルギー多消費施設群の主な施設 (エネルギー消費量1,000GJ以上)	エネルギー効率が低い施設群の主な施設 (単位面積当たりエネルギー消費量0.5GJ/ m ² 以上)
・上飯田浄水場 ・学校給食共同調理場 ・ファミリーセンター(中央公民館、八百津町保健センター) ・役場本庁舎・八百津町防災センター ・久田見浄水場 ・八百津蘇水園 ・錦津保育園 ・八百津中学校	【延床300m²未満】 ・しおなみ山の直売所 ・杉原千畝記念館 ・久田見生活改善センター・久田見環境改善センター 【延床300m²以上2,000m²未満】 ・学校給食共同調理場 ・八百津蘇水園 ・八百津町福祉センター ・錦津保育園 【延床2,000m²以上】 ・役場本庁舎・八百津町防災センター ・ファミリーセンター(中央公民館、八百津町保健センター)

＜具体的な取組＞

【職員の行動等による管理・運用改善】 ★「特に優先的に対策が必要な施設」で重点的に取り組むべきこと

取組	対策担当者		
	◎実施者 施設管理 担当者	○確認・支援 設備管理 担当者	全職員
電気使用量の削減			
1. 朝の就業時間前、昼休みは支障のない限り消灯する。		○	◎
2. 未使用時の消灯を徹底する。		○	◎
3. 時間外勤務は、必要最小限の点灯とする。		○	◎
4. 冷暖房は適正温度に設定し、管理に努める。		◎	◎
5. 夏季期間はクールビズを実施する。		○	◎
6. 未使用時のパソコン、コピー機等、機器類の電源 OFF や待機モード(省エネ)設定を徹底する。		○	◎
7. 退庁時は、パソコン等支障のないものについてコンセントを抜く。		○	◎
8. ノー残業デイを設定し、徹底する。	○		◎
9. 業務終了後は、速やかに退庁する。	○		◎
10. DX の推進等により、業務効率を高め、時間外勤務を削減する。	○		◎

取組	対策担当者		
	◎実施者	○確認・支援	
	施設管理 担当者	設備管理 担当者	全職員
燃料使用量(灯油、軽油、A 重油、LPG)の削減			
1. 冷暖房の室温設定をこまめに調整し、適正利用に努める。		○	◎
2. 給湯器の温度設定を目的に合わせてこまめに調整し、適正利用に努める。		○	◎
3. 冷暖房は終業時間概ね 30 分前に切る。(余熱で対応)		○	◎
エネルギー管理・エネルギー効率化			
1. デマンド監視装置・BEMS(ビルエネルギー管理システム)・スマートメーターの導入や省エネ診断の活用により、エネルギーの使用状況の把握・管理を行い、効率的な利用に努める。★	◎	○	
2. カーテンやブラインド等により、空調効率を高める。	○		◎
3. 「八百津町公共施設管理計画」に基づき、計画的な施設の適正配置や設備更新を進める。	◎		

【設備更新等】

取組	対策担当者		
	◎主担当	○確認・支援	
	施設管理 担当者	設備管理 担当者	全職員
省エネルギー設備等の導入			
1. 既存施設において、照明器具を更新する際は、LED 照明を導入する。★ (2030(令和12)年までに原則的にすべての照明を LED 化)	◎	○	
2. 公共施設を建替・改修・設備更新する際に、高効率空調設備、給湯設備等エネルギー効率の高い機器への設備更新を実施する。★	◎	○	
3. 上下水道関連設備においては、高効率ポンプ等の高効率設備を導入する。★	◎	○	
建物の省エネルギー化			
1. 公共施設を新築・建替・改修する際は、省エネルギー基準値に適合する建築物への更新や ZEB の導入について検討するように努める。	◎	○	
2. 上記が難しい場合においても、設計段階から施設のエネルギー性能(断熱性、気密性、換気・通風等)の向上が図られるように努める。	◎	○	

(2) 再生可能エネルギーの導入

事務事業で使用する電力の再エネ比率を高めるため、ポテンシャルを有する太陽光発電の導入やCO₂排出係数の低い電力の選択などを進めます。

太陽光発電の導入においては、町の指定避難所となっている小・中学校などの学校教育施設や行政系施設の建物・敷地における導入を優先して検討し、災害時における非常用電源の確保等の相乗効果につなげます。

<公共施設における太陽光の導入ポテンシャル>

	設備容量	発電量	参考:再エネ率10%の目安 ※2030(令和12)年度の電力消費量 目標目安に対する値
学校	1,563kW	2,131,917kWh/年	231,043kWh/年
官公庁	1,201kW	1,638,388kWh/年	

※導入ポテンシャルとは、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさまたは量。(事業採算性がよくないものや、構造上設置が困難な建物も含む)

資料:REPOS「自治体再エネ情報カルテ」

<特に優先的に対策が必要な施設(太陽光発電の導入)>

指定避難所
・ファミリーセンター(中央公民館、八百津町保健センター) ・八百津町B&G海洋センター体育館 ・旧潮見小学校 ・八百津中学校 ・八百津東部中学校 ・錦津小学校 ・和知小学校 ・久田見小学校 ・錦津保育園 ・八百津町福祉センター ・和知研修センター(和知体育館含む) ・久田見生活改善センター・久田見環境改善センター ・福地公民館 ・潮南環境改善センター ・八百津小学校 ※38.4kW設置済み ・錦津コミュニティセンター ※30kW設置済み

<具体的な取組> ★「特に優先的に対策が必要な施設(太陽光発電の導入)」で重点的に取り組むべきこと

取組	対策担当者		
	◎主担当 施設管理 担当者	○確認・支援 設備管理 担当者	全職員
公共施設・公有地等への太陽光発電設備の設置			
1. 町の所有する公共施設・公有地の太陽光発電設備の導入ポテンシャルの把握に努める。★	(総務課)		
2. 公共施設を建替・改修・設備更新する際に、太陽光発電設備の導入を進める。★	◎	○	

取組	対策担当者		
	◎主担当 施設管理 担当者	○確認・支援 設備管理 担当者	全職員
3. 太陽光発電設備を設置する際には、発電された電力をその施設で利用するとともに、電気自動車や蓄電池を併せて導入することで、非常時に外部に電源として供給する等、地域貢献に努める。	◎	○	
再エネ電力の調達			
1. 電気の契約において、CO ₂ 排出係数が低い小売電気事業者やプランの選択について、脱炭素効果とコストのバランスをみながら調達の方針を検討し、調達に努める。	◎		
バイオマスエネルギーの利活用			
1. 観光施設等において、ペレットストーブやボイラーなど木質バイオマスの利用可能性について検討する。	◎	○	

(3) 公用車の適正利用と電動車への転換

公用車の利用に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、エコドライブの実践や適正利用などによる燃料使用量の削減に努めます。また、代替可能な電動車がない場合を除き、公用車の新規導入及び更新時の原則電動車化を進めます。

<具体的な取組>

取組	対策担当者	
	◎主担当 設備(車両) 管理担当者	○確認・支援 全職員
車両による燃料使用量(軽油・ガソリン)の削減		
1. 急発進、急加速を行わない、必要のない荷物を積載しない等、エコドライブを実施する。	○	◎
2. 公用車の適正使用(相乗り、徒歩や自転車の活用等)を推進する。	○	◎
3. 公用車の定期点検やメンテナンスを実施する。(タイヤの空気圧等)	◎	○
4. 公用車の管理台帳を管理・更新し、利用実態の把握と適正台数の維持に努める。	◎	
電動車(EV、FCV、PHEV、HV)の導入		
1. 公用車における電動車の計画的な導入に向けた指針を検討する。	(総務課)	
2. 代替可能な電動車がない場合を除いて、新規導入・更新をする際は、原則的に電動車を導入することを選択する。	◎	
フロンの回収・適正処理の徹底		
1. フロンが封入された製品を破棄する際は、適切な処理業者に引渡、フロンの回収を徹底する。	◎	
2. フロンの使用されていない製品を活用する。	◎	

(4) 省資源・リサイクルの推進

温室効果ガスの削減にもつながる、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))を進めます。

<具体的な取組>

取組	対策担当者		
	◎主担当 施設管理 担当者	○確認・支援 設備管理 担当者	全職員
紙使用量の削減			
1. 紙媒体の資料を印刷する際は、可能な限り両面印刷や 2 アップ機能等を活用する。			◎
2. 会議や打ち合わせ時には、ノートパソコン等を活用したデジタル化やオンライン化をすることで、ペーパーレス化を推進する。			◎
3. コピー用紙、封筒、トイレットペーパー等は古紙パルプ配合の物を利用する。			◎
4. FAX の送付表は、できる限り省略する。			◎
5. 画面上の文書校正を徹底する。			◎
6. 庁舎内及び出先相互の文書は極力、使用済み封筒を使用する。			◎
7. 外注印刷物の作成部数は最小限とする。			◎
ごみの減量			
1. シュレッダーの使用は機密文書の破棄に限定する。			◎
2. 詰め替え可能な洗剤や文具類等の使用に努める。			◎
3. 事務用機器は可能な限り修理して、長期間利用する。		◎	○
4. 使い捨て製品の使用を控える。			◎
5. ごみの分別を徹底する。			◎
6. 資源回収を活用する。			◎
7. 備品等の購入時、梱包材や包装紙は納入業者に引き取ってもらう。			◎
8. 公民館等を利用した団体が、各自ごみ等を持ち帰るように徹底する。	◎		○
9. 町が主催する行事やイベントでは、廃棄物の発生抑制や分別・リサイクル、適正処理に努める。			◎
節水・雨水活用			
1. 洗面、歯磨き及び食器洗い等において、水の流し放し等の無駄使いはしない。			◎
2. トイレの使用時は、必要以上に流さない。			◎
3. 節水型トイレや節水コマ等の節水型機器の導入に努める。	◎	○	
4. 定期的な点検を行い、水漏れを防止する。		◎	
5. 公用車の洗車時は節水に努める。		◎	
プラスチック削減対策			
1. 職員はマイ箸、マイバッグ、マイボトルを利用する。			◎
2. 会議やイベントでは、ペットボトルやプラスチックストロー、カップ等、使い捨てプラスチックの利用削減に努める。			◎

(5) 脱炭素に向けた行政運営

当町は約1,400haの町有林を有しており、定期的な森林整備によって森林の公益的機能の維持に努めています。これらの取組を森林吸収源対策としても捉え、維持継続していきます。

また、町の直営施設での取組だけでなく、調達・契約等における環境配慮も同時に進むように留意します。

各取組の推進にあたり、職員への積極的な情報提供や研修などにより職員一人ひとりの意識向上を図り、庁内を挙げて部局横断で取組が進むようにします。

<具体的な取組>

取組	対策担当者		
	◎主担当 施設管理 担当者	○確認・支援 設備管理 担当者	全職員
森林吸収源対策			
1. 町有林の整備と適切な管理を計画的に進め、継続的な森林吸収源の確保に努める。	(農林課)		
2. J-クレジット制度※ ³ 及び、G-クレジット制度※ ⁴ の活用可能性について検討する。	(総務課、農林課)		
3. 公共施設の建築時においては、県産材の利用による、建物や内装の木造木質化に努める。	◎		
調達・契約等における環境配慮			
1. 事務用品の購入は必要最小限の量での購入に努める。			◎
2. エコマーク、グリーンマーク等の表示にある製品の購入に努める。			◎
3. 公共事業での建設発生土は、盛土として利用するほか、工事間で流用しながら使用する。			◎
4. 公共事業での建設資材については、岐阜県リサイクル認定品を活用する。			◎
5. 公共事業において、適正な運搬処分がされているか確認する。			◎
6. 樹木を植栽するときは、可能な限り大気環境木を使用するよう配慮する。	◎		
職員の環境意識啓発・人材育成			
1. 地域清掃活動や環境ボランティア活動などの環境保全活動に積極的に参加する。			◎
2. 毎年度の進行管理のための調査時期等にあわせて、職員への普及啓発や研修を実施する。	(総務課)		

※³ J-クレジット制度：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

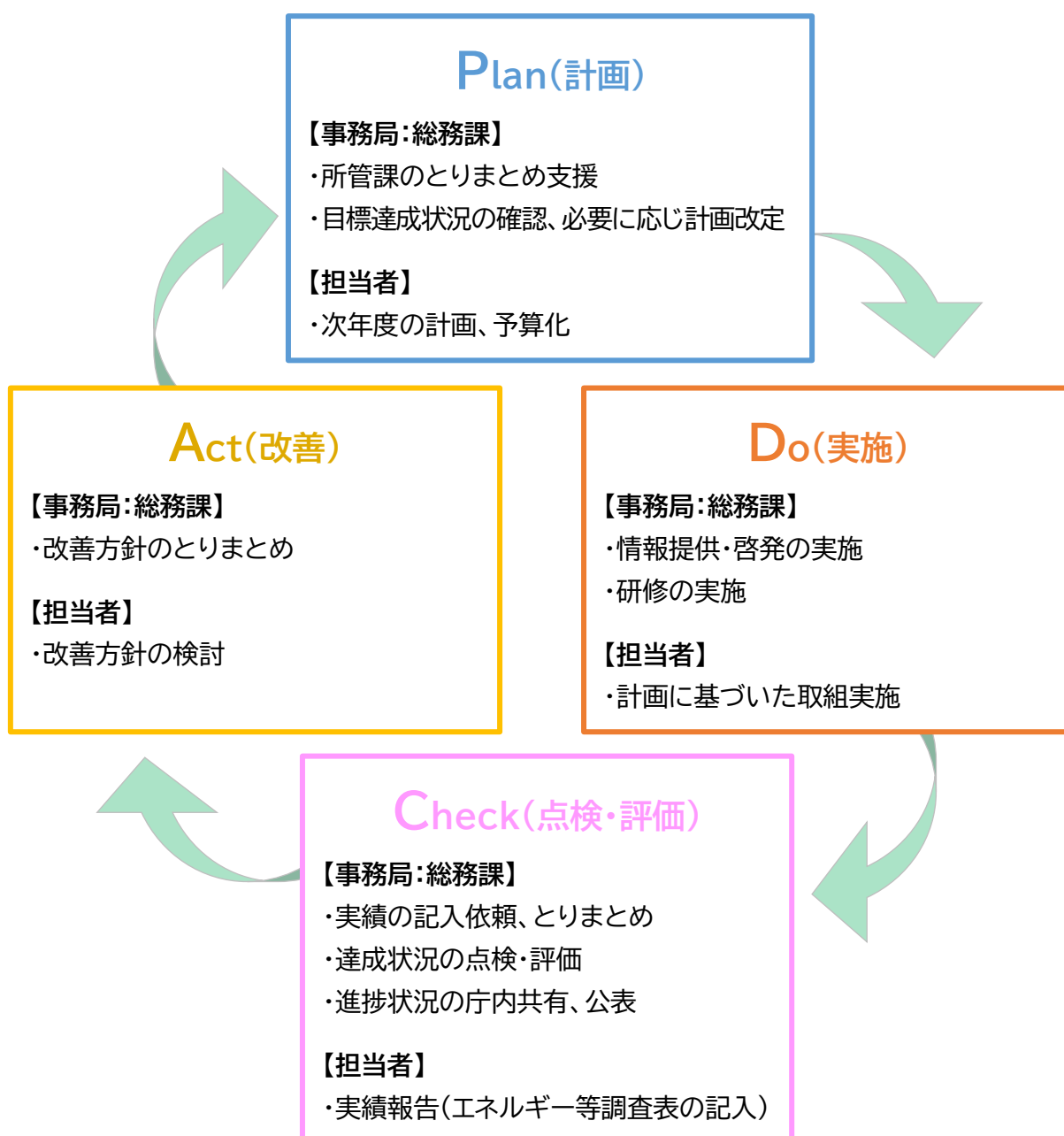
※⁴ G-クレジット制度：岐阜県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度。県内の適切に管理された森林によるCO₂吸収量をクレジットとして県が認証する。クレジットの取引で得られた資金を活用し、健全で豊かな森林づくりを進めている。

第6章 計画の推進

6.1 推進体制と進捗状況の公表

本計画を推進していくにあたり、職員等に対して、研修などを通して周知徹底を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減に対する意識を高めます。

本計画は、以下の体制により、PDCAサイクルに沿って、温室効果ガスの排出状況を毎年度把握、計画の達成状況を点検・評価し、ホームページ等で公表するとともに、継続的に改善していくなど、目標達成に向けて全庁的に取組を進めます。



進行管理の仕組み

<PDCAの手順>

段階	時期	対応項目	役割
Plan(計画)	4～5月	○対象施設の確認 ○目標達成状況の確認	総務課
		○研修の開催 ・進捗状況の共有 ・エネルギー調査票・取組状況の依頼 ^{※1}	総務課
		○研修への参加 ・進捗状況の確認	施設管理担当者、設備管理 担当者
		○施設ごとの取組方針の検討・決定 →総務課に共有	施設管理担当者、設備管理 担当者
Do(実施)	通年	○対策の実施	施設管理担当者、設備管理 担当者、全職員
Check (点検・評価)	通年	○エネルギー等調査票の記録	施設管理担当者
	10月	○エネルギー等調査票の中間確認 →必要に応じた改善検討、職員への周知 →必要に応じた次年度計画の検討・予算 化対応	施設管理担当者、設備管理 担当者、全職員
	3～4月	○実績報告(エネルギー等調査票) →総務課に提出	施設管理担当者
		○実績報告の確認 →調査票の不備があった場合は再度依頼	総務課 施設管理担当者
		○実績(エネルギー等調査票)のとりまとめ →担当者に共有	総務課
Act(改善)	3～4月	○次年度の改善方針の検討 →総務課に提出	施設管理担当者、設備管理 担当者
		○改善方針のとりまとめ	総務課

参考資料

1. 施設・分類ごとのエネルギー消費量・CO₂排出量【2022(令和4)年度】

(1) 管理者区分・分類・事務事業種別エネルギー消費量(固有単位)

	A重油	灯油	ガソリン	軽油	LPG(液化石油ガス)	電気
固有単位	L	L	L	L	kg	kWh
総計	14,000	56,229	33,589	7,914	15,819	2,476,811

▼管理者区分(担当課)

総務課	-	2,944	7,397	1,121	129	221,275
健康福祉課	-	-	2,116	-	48	68,369
地域振興課	-	-	209	-	-	61,095
建設課	-	-	1,798	2,014	-	-
教育課	14,000	9,280	18,669	-	4,974	953,294
水道環境課	-	-	3,399	86	-	932,721
蘇水園	-	2,205	-	-	8,920	109,504
給食センター	-	41,800	-	4,693	1,749	130,553

▼分類別

町民文化系施設	14,000	292	20	-	194	216,917
スポーツ・レクリエーション系施設	-	280	356	-	34	124,036
産業系施設	-	-	-	-	-	14,604
学校教育系施設	-	46,204	40	-	1,903	565,545
子育て支援施設	-	3,158	-	-	4,524	135,193
保健・福祉施設	-	2,205	-	-	8,968	177,873
行政系施設	-	4,090	-	-	196	309,922
上下水道施設	-	-	39	86	-	932,721
公用車	-	-	33,134	7,828	-	-

▼事務・事業種別

庁舎等	14,000	56,229	416	-	15,819	1,544,090
上下水道事業	-	-	39	86	-	932,721
公用車	-	-	33,134	7,828	-	-

(2)施設別燃料種別エネルギー消費量

分類	施設（建物）名称	管理者区分 （担当課）	燃料種別						エネルギー 消費量 計 （G J）
			A重油 （L）	灯油 （L）	ガソ リン （L）	軽油 （L）	液化石 油ガス （LPG） （m ³ ）	電力 （kWh）	
町民文化 系施設	ファミリーセンター （中央公民館、八百 津町保健センター）	教育課	14,000.0	292.0	20.0		73.0	188,469	2,406
	錦津公民館	教育課					16.0	28,448	279
スポーツ・ レクリエーション 系施設	人道の丘公園（杉原千 畝記念館、ハヤブサ・ミュ ージアム等含む）	地域振興課						20,207	197
	八百津町 B&G 海洋セ ンター体育館	教育課						13,741	134
	八百津町 B&G 海洋セ ンター艇庫	教育課			355.5		0.6	5,267	64
	武道館	教育課						1,704	17
	蘇水公園	教育課						30,030	293
	旧潮見小学校	教育課		280.0			14.8	26,803	274
産業系 施設	しおなみ山の直売所	地域振興課						14,604	143
学校教育 系施設	八百津中学校	教育課		250.0	40.0		8.0	109,673	1,082
	八百津東部中学校	教育課		2,012.0			16.0	58,097	643
	八百津小学校	教育課		1,241.0			12.9	69,012	721
	錦津小学校	教育課		323.0			10.0	59,210	591
	和知小学校	教育課		178.0			14.0	75,319	743
	久田見小学校	教育課		400.0			10.0	63,681	637
	学校給食共同調理場	給食センター		41,800.0			801.0	130,553	2,897
子育て 支援施設	八百津保育園	教育課		1,810.0			232.0	30,358	388
	錦津保育園	教育課		144.0			1,654.9	91,528	1,082
	久田見保育園	教育課		1,203.9			185.3	13,307	195
保健・ 福祉施設	八百津町福祉センター	健康福祉課					22.0	68,369	670
	八百津蘇水園	蘇水園		2,205.0			4,086.0	109,504	1,603
行政系 施設	役場本庁舎・八百津 町防災センター	総務課		2,944.0			59.0	220,271	2,264
	役場倉庫（八百津小学 校北側）	総務課						1,002	10
	錦津コミュニティセ ンター	教育課						25,069	245
	和知研修センター （和知体育館含む）	教育課		140.0			6.0	32,841	326
	久田見生活改善セン ター・久田見環境改 善センター	教育課		437.0			12.9	6,993	86
	福地公民館	教育課		449.0			2.6	13,305	147
	潮南環境改善センター	教育課		120.0			9.5	10,439	107
上下水道 施設	木野浄水場	水道環境課			9.8	21.5		78,544	768
	久田見浄水場	水道環境課			9.8	21.5		150,702	1,472
	潮南浄水場	水道環境課			9.7	21.5		84,065	822
	上飯田浄水場	水道環境課			9.8	21.5		330,453	3,226
	各配水池	水道環境課						73,196	714
	上飯田農業集落排水 施設	水道環境課						36,980	361
	久田見農業集落排水 施設	水道環境課						80,354	784
	公共下水各汚水ポン プ場	水道環境課						98,427	961

(3)管理者区分・分類・事務事業種別エネルギー起源 CO₂ 排出量(kg-CO₂)

	A重油	灯油	ガソリン	軽油	LPG(液化石油ガス)	電気	計
排出係数	2.71	2.49	2.32	2.58	3.00	事業者ごと	
単位	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /kg	調整後 排出係数	
	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂
総計(kg-CO ₂)	37,940	140,010	77,926	20,418	47,457	837,943	1,161,694
	3.3%	12.1%	6.7%	1.8%	4.1%	72.1%	100.0%

▼管理者区分(担当課)

総務課	-	7,331	17,162	2,893	386	68,894	96,666
健康福祉課	-	-	4,910	-	144	21,263	26,316
地域振興課	-	-	485	-	-	24,401	24,886
建設課	-	-	4,172	5,196	-	-	9,367
教育課	37,940	23,107	43,311	-	14,922	311,162	430,443
水道環境課	-	-	7,887	222	-	337,565	345,674
蘇水園	-	5,490	-	-	26,759	34,056	66,305
給食センター	-	104,082	-	12,107	5,246	40,602	162,037

▼分類別

町民文化系施設	37,940	727	46	-	583	67,461	106,758
スポーツ・レクリエーション系施設	-	697	825	-	101	47,339	48,962
産業系施設	-	-	-	-	-	5,958	5,958
学校教育系施設	-	115,048	93	-	5,710	181,520	302,371
子育て支援施設	-	7,863	-	-	13,571	43,336	64,770
保健・福祉施設	-	5,490	-	-	26,903	55,319	87,712
行政系施設	-	10,184	-	-	589	99,445	110,218
上下水道施設	-	-	91	222	-	337,565	337,878
公用車	-	-	76,871	20,196	-	-	97,067

▼事務・事業種別

庁舎等	37,940	140,010	964	-	47,457	500,378	726,749
上下水道事業	-	-	91	222	-	337,565	337,878
公用車	-	-	76,871	20,196	-	-	97,067